

平成22年2月定例会 追加提出議案の概要について①

再議第1号

市会の議決すべき事件等に関する条例に対する再議について

総務局

平成22年2月25日議決「市会の議決すべき事件等に関する条例」について、地方自治法第176条第1項の規定により再議に付すもの

平成22年2月定例会 追加提出議案の概要について②

第88号議案

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の廃止について

総務局

政務調査費を廃止するもの

第89号議案

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する  
条例の一部改正について

総務局

議会の議員の定数を、現行の75人から38人に減員するもの

- ・各選挙区において選挙すべき議員の数（38人）

千種区	3	熱田区	1
東区	1	中川区	4
北区	3	港区	2
西区	2	南区	2
中村区	2	守山区	3
中区	1	緑区	4
昭和区	2	名東区	3
瑞穂区	2	天白区	3

- ・施行時期 次の一般選挙から施行  
(平成23年4月29日任期満了)

第90号議案

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

総務局

議員報酬を半減するもの

- ・議長 月額 1,225,000円 → 612,500円
- ・副議長 月額 1,078,000円 → 539,000円
- ・議員 月額 990,000円 → 495,000円

# 市 会 議 案(別 冊)

平成 22 年 2 月定例会

名 古 屋 市

## 目 次

平成22年第88号議案	名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の廃止について……	1 頁
平成22年第89号議案	名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき 議員の数に関する条例の一部改正について……………	3 頁
平成22年第90号議案	名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部改正について……………	7 頁

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の廃止について

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

平成22年3月9日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例を廃止する条例

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年名古屋市条例第1号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による廃止前の名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の規定に基づいて施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、議員という職をパブリックサーバントとして位置付けることにより、政治ボランティア化を実現するために、政務調査費を廃止す

る必要があるによる。

平成22年第89号議案

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正について

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成22年 3 月 9 日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和42年名古屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「75人」を「38人」に改める。

第2条中

「千種区	5人	「千種区	3人
東区	2人	東区	1人
北区	6人	北区	3人
西区	5人	西区	2人
中村区	5人	中村区	2人
中区	2人	中区	1人
昭和区	4人	昭和区	2人

瑞穂区	4人	を	瑞穂区	2人	に改める。
熱田区	2人		熱田区	1人	
中川区	7人		中川区	4人	
港区	5人		港区	2人	
南区	5人		南区	2人	
守山区	6人		守山区	3人	
緑区	7人		緑区	4人	
名東区	5人		名東区	3人	
天白区	5人」		天白区	3人」	

#### 附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

#### (理 由)

この案を提出したのは、議員という職をパブリックサーバントとして位置付けることにより、政治ボランティア化を実現するために、議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数の見直しを図る必要があるによる。



(参 考)

新 旧 対 照 (  $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$  )

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員  
の数に関する条例（抜すい）

（議員の定数）

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第 1 項の規定により、議会

の議員の定数は、 $\frac{38人}{75人}$ とする。

平成22年第90号議案

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成22年3月9日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「1,225,000円」を「612,500円」に改め、同条第2号中「1,078,000円」を「539,000円」に改め、同条第3号中「990,000円」を「495,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、議員という職をパブリックサーバントとして位置付

けることにより、政治ボランティア化を実現するために、議員報酬の見直しを図る必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 ( $\frac{\text{改正案}}{\text{現 行}}$ )

名古屋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜  
すい）

(議員報酬)

第1条 市議会議員には、次の各号に掲げる区分により議員報酬を支給する。

(1) 議 長	月額	$\frac{612,500\text{円}}{1,225,000\text{円}}$
(2) 副議長	月額	$\frac{539,000\text{円}}{1,078,000\text{円}}$
(3) 議 員	月額	$\frac{495,000\text{円}}{990,000\text{円}}$

平成22年再議第1号

市会の議決すべき事件等に関する条例に対する再議について

平成22年2月25日議決市会の議決すべき事件等に関する条例については、下記の理由のとおり異議があるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第1項の規定により同条例を再議に付する。

平成22年3月4日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

理 由

市会の議決すべき事件等に関する条例は、地方自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めるものである。

従来、総合計画は、市長が立案し、市民及び議会の意見を踏まえ、市長の責任において策定してきたが、同条例は、その立案段階から議会が積極的な役割を果たし、総合計画の策定、変更又は廃止を議会の議決すべき事件として定めており、本市の市政運営に少なからず影響を与えるものである。

しかし、このような重要な条例の制定でありながら、その立案過程において、広く市民に意見を求めることなく、市長との協議も果たされていない。また、市民に公開の場で議論がされないまま発議されており、公正かつ透明性が確保された手続を経たものとは思われない。加えて、議案の審議においても議場という市民に開かれた場で質疑がされないまま議決されている。

以上の理由から、本議決に異議を申し立てるものである。

(参 考)

市会の議決すべき事件等に関する条例（原案）

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第96条第2項の規定に基づき、市会において議決すべき事件を定めるとともに、次条第1号に規定する基本的な計画の立案段階から市会が積極的な役割を果たすことにより、もって市民の視点に立った効果的な行政の推進に資することを目的とする。

(議決すべき事件)

第2条 自治法第96条第2項の規定に基づく市会において議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画（自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づき、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。）の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止
- (2) 名古屋港管理組合設立に伴い、名古屋市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定

(立案過程における報告)

第3条 市長は、総合計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、総合計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を所管の常任委員会に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第4条 市長は、毎年度、総合計画に係る実施状況を取りまとめ、その概要を市会に報告しなければならない。

(市長への意見)

第5条 市会は、社会経済情勢の変化等の理由により、総合計画の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に議決すべき事件について適用する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている計画のうち、名古屋新世紀計画2010及び同実施計画は、第2条第1号の総合計画とみなす。
- 3 議決事件指定条例（昭和26年名古屋市条例第40号）は、廃止する。